

エイジフリーお役立ちNEWS

介護認定見直しの際の注意ポイント

要介護度には定期的な更新が必要です。利用者の状態が適切に反映されず、実際の要介護度と大きな差がある場合、区分変更を行うケースもあります。ケアマネジャーとして更新や区分変更の申請後、要介護度が決定するまで、利用者に必要な介護サービスを提供し続けるためにも、更新や区分変更の際の介護サービス提供に関する注意ポイントなどをご紹介します。

監修

社会保険労務士法人
インフォ・テック
代表社員 西岡 大介
www.info-tec.ne.jp

知っておきたい

ポイント

基礎知識 要介護認定の有効期限や変更

介護認定の申請は、各市区町村に行います。

有効期限までに更新認定の申請を行いますが、短縮・延長ができません。有効期間中に要介護度区分の変更がある場合や、認定後に、実際の要介護度との間に大きな差があると判断される場合に、区分変更申請が可能です。また、住所移転の際には、転入先の市区町村で再度認定を受ける必要があります。

※災害やその他のやむを得ない理由により認定有効期間前に申請を行えない場合、その理由が終わった日から1カ月以内であれば要介護認定の申請を行うことができます。

■介護認定の有効期限

更新認定	区分変更認定	新規認定	申請区分	原則	設定可能範囲
			要介護↓要介護 要支援↓要支援	要介護↓要介護 要支援↓要支援	要介護↓要介護 要支援↓要支援
12カ月	6カ月	3~12カ月			
3~36カ月					

注意ポイント① 認定見直し時の給付請求について

認定が決定するまで給付請求は行えません。

通常、更新認定は有効期限満了前60日〜満了日までに申請を行います。市区町村によっては認定課程が遅れがちなため更新認定の結果通知が、満了日を超過するケースもあります。

その場合、介護給付の請求は要介護度が決定後に翌月分と一緒にまとめて請求することになります。

認定が遅れる場合には暫定ケアプランを作成しましょう。

満了日までに、更新認定がおりない場合は、暫定ケアプランを作成しましょう。決定後の要介護度が暫定ケアプランの見込み介護度と異なる場合には、確定ケアプランの作成が必要となります。

満了日から更新認定がおりるまでの期間がある際は注意しましょう。

介護サービスは利用できますが、給付請求はできません。その際、見込み介護度でのサービス提供となります。

注意ポイント② 暫定ケアプラン作成の際の注意点

暫定ケアプランと異なる要介護度の場合の注意点

◇利用できないサービスがある。
暫定ケアプラン作成時に設定する「見込み」と、「実際」の要介護度が異なる場合、新たな要介護度で利用できないサービスがあります。

ケース①

〔見込み〕要支援2 ↓〔認定後〕要介護

要支援であると見込み、介護予防・日常生活支援総合事業で、ヘルパー資格を持たないスタッフからのサービスを受けた場合、介護保険で認められないサービスのため、全額自己負担となります。

◇区分支給限度基準額（以降、限度額）を超過するケース。

要介護度が見込みよりも低く、限度額を超えてしまった場合、限度額を超えた分の単位数や、利用できないサービスが全額自己負担となります。暫定ケアプランでのサービス提供を行う必要がある場合、利用者・家族に自己負担の可能性についても、説明を行います。

参考文献・資料
「介護保険の基本と仕組みがよくわかる本 第6版」秀和システム／監修 高室成幸／著者 ケアマネジメント研究フォーラム／2015年
「ケアマネ基本テキスト集中レッスン2018年版」／編者コンテックス情報研究所 成業堂出版 2018年
「総合事業の実施にあたり暫定プランの取り扱いで注意すべきケース事例集」／大阪府HPより

ウラ面に続く

▶次回は、「ケアマネジャー契約事項の際の変更点」を紹介します。

ケース②

【見込み】要介護3→【認定後】要介護1

要介護3と1では利用できる福祉用具が異なります。暫定ケアプランで福祉用具の利用を行った場合、対象外となる福祉用具が自己負担となるケースがあります。ただし、例外規定として、主治医の所見を確認し、必要な手続きを取れば、利用が認められるケースもあります。

要介護度が見込みよりも低い場合を考慮し、限度額に余裕を持った暫定ケアプランを心がけましょう。

◆月途中の区分変更は給付請求に注意。

小規模多機能、看護小規模多機能、定期巡回・随時対応型など要介護度別に月額制のサービスを利用する場合、要支援から要介護になった際の要支援

の一部サービスは、日割り計算での請求を行います。

また福祉用具の請求は、月途中に区分変更を行って、要支援から要介護になった場合は、それぞれ半月または1ヵ月単位の請求となるかが異なるため、各福祉用具事業所で確認しましょう。

◆初回加算の請求も忘れずに。

要支援から要介護への区分変更や、要介護度が2以上の変更の上がるまたは下がる場合、大幅なケアプランの見直しが必要となるため初回加算が取得できます。忘れずに請求しましょう。

◆通所系などは、要介護度で報酬単価が異なる。

デイサービス、ショートステイなどはサービスコードが変わるので注意しましょう。

10月1日からの消費税10%への増税にともない支給限度額、基本報酬が上がります!

要介護度	区分支給限度基準額	
	見直し前	見直し後
要支援1	5,003	5,032
要支援2	10,473	10,531
要介護1	16,692	16,765
要介護2	19,616	19,705
要介護3	26,931	27,048
要介護4	30,806	30,938
要介護5	36,065	36,217

基本報酬 (居宅介護支援のみ掲載)						
区分	要介護	見直し前		見直し後		
		居宅介護支援費Ⅰ	要介護1・2	1,053	1,057	要介護3~5
居宅介護支援費Ⅱ	要介護1・2	527	529	要介護3~5	684	686
	要介護1・2	316	317	要介護3~5	410	411

参考文献・資料
「介護保険の基本と仕組みがよくわかる本 第6版」／秀和システム／監修 高室成幸
「著者 ケアマネジャー研究フォーラム」／2015年
「ケアマネ基本テキスト集中レッスン2018年版」／編者コンテックス情報研究所／成美堂出版／2018年
「総合事業の実施にあたり暫定プランの取り扱いに注意すべきケース事例集」／大阪市HPより

▶次回は、「ケアマネジャー契約事項の際の変更点」を紹介します。

季節の花言葉



ゲッカビジン (和名:月下美人)

花言葉

ただ一度だけ会いたくて

うたかたの美しさ

純白で繊細な花びらの大輪を咲かせる月下美人は、初夏から秋にかけて開花し、開花は一夜限り、翌朝には枯れてしまうことから「佳人薄命」の神秘的な花として知られています。

「花を見なくても、漂い始める香りで咲き始めがわかる」ほど甘く濃厚な芳香も特徴です。これまで月下美人は、「年に一度「新月の日」にしか咲かない」と言われていましたが、条件が揃えば、年に数回咲くこともあります。

実は花名の由来にはこんなエピソードもあります。昭和天皇がまだ皇太子だった頃、台湾を訪れた際に、月下美人の花に目を奪われたそうです。

このとき、連れ立っていた駐在大使に名前を尋ねたところ、「月下の美人です」ととっさに答えたことから、「月下美人」という名前が付けられたそうです。駐在大使がどこまで花のことを知っていたのかは不明ですが、月あかりに咲く美しい花姿を待ちわびていたのかもしれないね。

花言葉の 監修 徳島康之 / 2012年 / 「あなたと大切な人に贈る幸福バイブル 決定版 誕生花と幸せの花言葉 366日」 / 主婦の友社



パナソニックの
エイジフリー